

- 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」(平成28年3月11日閣議決定)については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組み、5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域**においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。
復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。
- 福島原子力災害被災地域**においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。
福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建（岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消）、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興（平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標）、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**を通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

・復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

（１）地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

➤ ハード事業

個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

➤ 心のケア等の被災者支援

コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等

➤ 被災した子どもに対する支援

特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援

➤ 住まい

応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

➤ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望

➤ 地方単独事業等

残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

➤ 原子力災害に起因する事業

風評被害対策等

（２）原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

➤ 事故収束 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

➤ 環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等

➤ 帰還促進・生活再建等

魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等

➤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

➤ 事業者・農林漁業者の再建

事業再開、経営改善、人材確保等
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等

➤ 地方単独事業等

原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

（３）復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

（４）後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

参考資料①

被災者支援

ー復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応ー

避難者数 約47万人(2011年3月時点)→5.1万人(2019年6月時点)

応急仮設住宅入居者数 0.8万人(2019年6月時点)

→見守り・生活相談、心身のケア、コミュニティ形成支援など、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を実施



移転先での新たなコミュニティ形成に向けて



生活支援相談員による見守り活動

住まいとまちの復興

ー住宅再建は着実に進捗ー

高台移転による宅地造成 平成30年度末に計画戸数約1.8万戸がおおむね完了

災害公営住宅 平成30年度末に計画戸数約3万戸がおおむね完了



高台移転
(岩手県宮古市)



災害公営住宅
(宮城県石巻市)

産業・生業の再生

ー生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援ー

営農再開可能面積 92%(2019年1月末時点)

※津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合

業務を再開した水産加工施設 96%(2018年9月末時点)

※被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況

「まちなか再生計画」の認定件数 10件(2019年1月時点)



水産加工施設
(宮城県気仙沼市)



アバッセたかた
(岩手県陸前高田市)

参考資料②

福島復興・再生

一帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。
本格的な復興のステージへ

➤ 帰還促進・生活再建

- ・住まい、医療、介護、教育、買い物等の環境整備を推進



医療環境の整備
(福島県ふたば医療センター附属病院)
(富岡町)

➤ 帰還困難区域の復興・再生

- ・双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染やインフラの復旧・整備等を推進

➤ 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す

<廃炉分野>

廃炉研究開発拠点の整備(楡葉町、富岡町、大熊町)

<ロボット分野>

福島ロボットテストフィールドの整備(南相馬市、浪江町)

<エネルギー分野>

再生可能エネルギーや水素等のエネルギー関連産業の創出

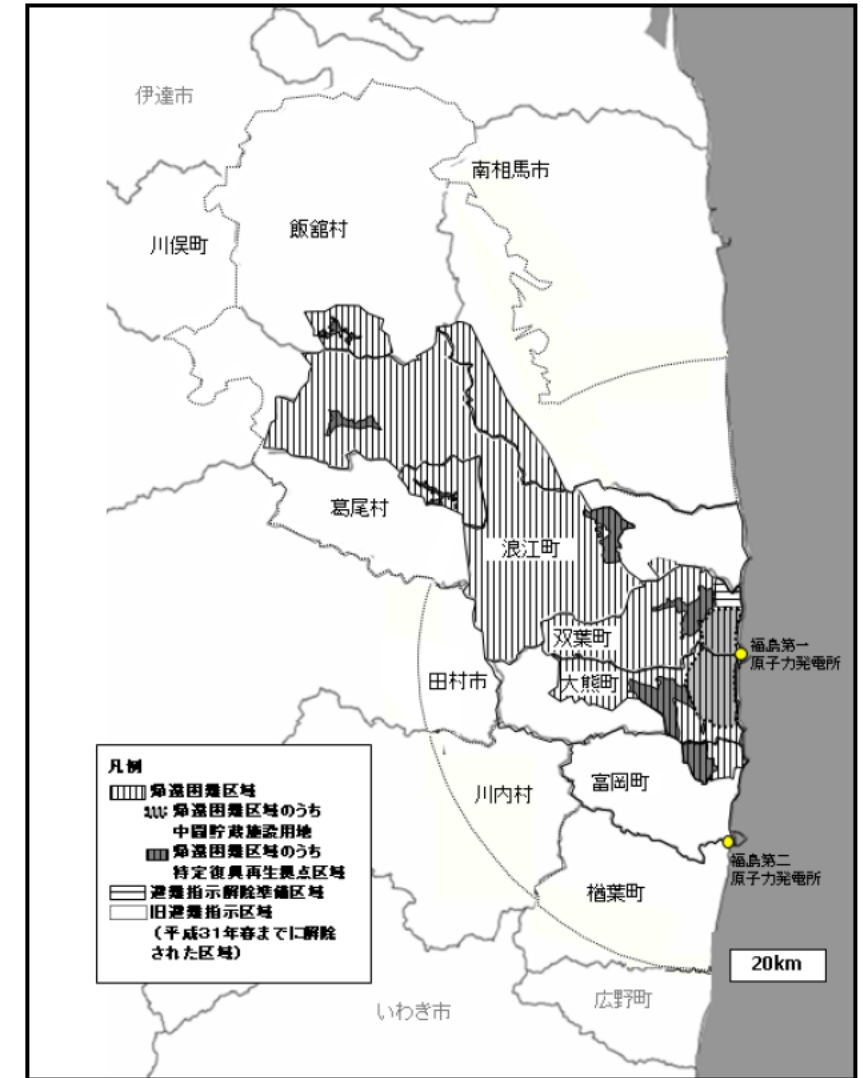
<農林水産分野>

農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進

➤ 風評被害対策

- ・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から情報発信

避難指示区域の概念図



福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)



エネルギー関連産業の創出
(再エネ由来大規模水素製造実証拠点)
(浪江町)